

第 12 号

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。